

# コールバーグの道徳性発達理論のスポーツ場面への応用 —フェアプレイと関連させて

## Application of Kohlberg's moral development theory to sports: in relation with a fair play

阿江 美恵子

### 1. 緒言

人間が社会の一員として行動するには多くのものを身につける必要があるが、その身につけていく過程を「社会化」という。

アメリカのローレンス＝コールバーグ<sup>1)</sup>は、社会化するための個人の積極的役割を強調している。世の中で妥当としている価値観を受動的に内面化することで社会化するのではなく、みずから学ぶべきものを選択し、自分で価値観を作り上げると考えたのである。これは人間の発達を受動的なものだけではなく、能動的なものとするピアジェ以来の発達観に基づくものである。

社会化の内容である「道徳性」は、人間関係で生じる様々なできごとのなかが正しく、なかが正しくないか、なかが正しいことで、なかが正しくないことかという正邪、善悪に関する問題としてどの世界(国)でも様々に議論されている<sup>5)</sup>。道徳性は宗教や哲学など人間の本质・本性に関する認識の問題を含むものである。なかに正しいとするかの考え方は時代とともに変化すると考えられるが、教育の一つの柱に道徳教育が置かれているように、社会に認められる方向で正しいと判断したり、人間としてなかに正しいと判断するかは重要な発達課題である。

コールバーグの道徳性の発達理論に基づくと、葛藤を生じる状況で、水準1は他律的な道徳性への追従で、様々な立場から見るとということが十分にできない。それが水準2に発達すると、両者の立場でものを見ることができ、世間の目や普遍的な社会規範に従った行動をとる段階である。水準3は現在の社会規範ではなく、普遍的な人間としての権利という視点から見て、理想

的な行動の選択をする段階と位置づけている。その結果、規範には反する不正行動を道徳性では是とする視点が強調される<sup>6)</sup>。この3水準はさらに各2段階に分けられ全部で6段階に分類される。

日本人対象の研究では、第3水準と判定されても不正を是としない判断が多く、「人間としての権利」と「法を守る義務」との対立図式で判断しないことが示されている<sup>5)</sup>。したがって、是非の判定については詳細な検討が必要である。

さて、目をスポーツ界に転じてみると、スポーツの世界ではフェアプレイやスポーツマンシップに基づき、ルールに則った行動が奨励されている。しかし、勝負にこだわるあまりの不祥事、たとえば禁止薬物を用いるドーピングや一方に不利な採点など、オリンピックなどの国際大会で不公正な行動が見られることも事実である<sup>3)</sup>。教育の中でスポーツを扱っている日本では、スポーツマンシップに代表される道徳性を身につけた人間育成を改めて認識する必要があると思われる。

そこで本研究は、体育専攻学生の道徳性の発達について探索することを目的とした。先述したコールバーグの発達6段階に当てはめて、大学生がスポーツに関する道徳性のどの段階にあるかを探り、道徳性の発達とスポーツのフェアプレイについての資料を得ようとするものである。

### 2. 方法

対象：本学学部学生2年生50名、3、4年生50名(ランダムに選抜した)合計100名

調査時期：2004年9月9日

調査内容：コールバーグの用いた「ハインツの物語」(表1参照)をスポーツ場面用にアレンジした以

表1. ハインツの物語

ヨーロッパで、一人の女がガンで死に瀕していました。その女を救うことができるかもしれないと考えられた薬が一つだけありました。それはラジウム的一种で、同じ町に住む薬剤師が最近発見したものでした。薬剤師はその薬を作るのに多額のお金を使いましたが、それに要した費用の10倍もの値段、2,000ドルをつけました。その患者の夫であるハインツは、金を借りようとして知る限りのところをたずねましたが、必要な金の半分しか集まりませんでした。ハインツは薬剤師に妻が瀕死の床にあり、薬をもう少し安く売ってくれないか、それができなければ、支払いを少しのぼしてくるようたのみました。しかし、薬剤師は「だめだ」といって、それを拒絶しました。ハインツは絶望し、やむなくその薬屋に押し入り、妻のために薬を盗みました。ハインツは、果たしてそうすべきであったでしょうか。そう考える理由を述べなさい。

文献4) p.104 より引用

下の話を、定期試験の問題の1問として出した(正答を求めるのではなく、肯定・否定の判断とその理由を回答させる内容)。

問題は以下の通りである。

「オリンピックの出場をかけたサッカーの試合が行われています。SさんはF国チームのディフェンダーとして相手の攻撃を再三防いでいます。両チームの実力は伯仲し、終了5分前になりましたが2対2の同点です。このまま引き分けかと皆が思いましたが、味方のクリアミスで相手チームのフォワードKさんがゴール目がけてドリブル突破をはかりました。『このままでは得点される』と判断したSさんはKさんの足を目がけて後ろから猛烈なタックルをしました。ボールではなくKさんを倒すためのタックルでした。その後、Kさんは負傷退場、Sさんは危険なプレイと判断されレッドカードで退場になりました。」

問題：Sさんは、果たしてそうすべきであったかについてあなたの考えを書き、そのように考える理由をまとめなさい。

う行動の選択には、圧倒的に否定が多く(81%)、肯定14%、どちらともいえない5%で、チームのためを考えた行動の評価よりも、フェアプレイをすべきという考え方が支持されていた。2年から4年という学年の差異は認められなかった。

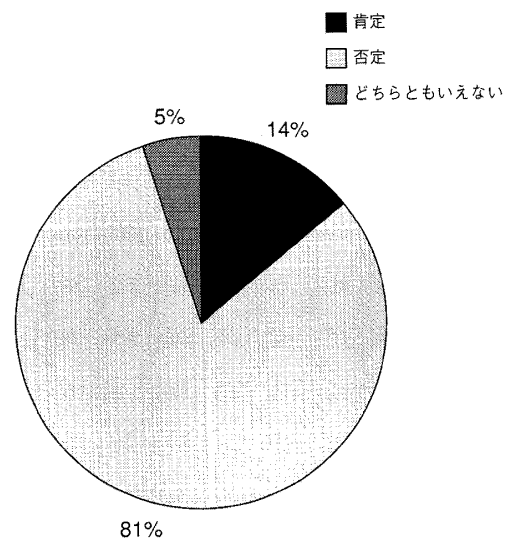


図1 肯定・否定の割合

### 3. 結果

回答を肯定・否定で分類し、その理由を表2の6段階の内容にしたがって判定した。

図1は、対象者の肯定・否定・どちらとも言えないへの回答の割合を示したものである。相手を倒すとい

つぎに、道徳性の3つの水準の分布をみると水準1(前道徳性)は4%、水準2(慣習的道徳性)48%、水準3(自律的、原理に基づく道徳性)48%と、大学生の発達段階としては水準2と水準3が半分ずつであった(図2)。

表2 道徳的発達の6段階

レベル、段階	正しいこと	ただし、ことを行なう理由	各段階の社会的パースペクティブ
レベル1 前道徳的レベル 第二段階 他律的道徳	罰によって裏づけられた規則を敬ら ないようにすること。服従のための服従、 人間や財産に対して物理的な損害を 加えないことが正しい。	罰を回避するために、また権威者 のもつ権力が卓越しているので、正し いことを行なう。	自己中心的観点。他者の利害関心を考慮 しておらず、またそれが行為者自身の利害 関心と異なることも理解していない。したか つて、両者の観点を関連づけることかない。行 為は他者の心理的な利害関心という観点 からではなく、物理的なものとして考慮され る。また権威者のパースペクティブを自分自 身のパースペクティブと混同している。
第三段階 個人主義、道 徳的意図と 交換	規則が各人の直接的な利害関心に かなう場合にのみ、その規則に従うこ とが正しい。つまり、自分自身の利害関 心や欲求と一致するように行なうこと と、また他者にも同様にさせることが 正しい。公平なこと、平等な交換、取り 引き、合意が正しいこととされる。	この世界では、他の人々もまたそ れぞれの利害関心をもっていることを 認めなければならない。こうした世界 において自分自身の欲求や利害関心 を満すために、正しいことを行なう。	具体的個人主義的パースペクティブ。すべ ての者が、自分自身の利害関心を追求して おり、それらが対立することに気づいている。 そのため、正しいことは具体的個人主義的 な意味で相対的であるとされる。
レベル2 道徳的レベル 第三段階 対人的な相互 期待相互関係 対人関係にお ける同調	各人がそれぞれの身近な人々から期 待されていること、または息子・兄弟・ 友人といった役割にある人が般的に期 待されていることに従って行動すること が正しい。「善良であること」が重要な ことである。それは善い動機にもとづ いて行動すること、他者に対する関心を 示すことを意味する。それはまた、信頼 や忠誠、尊敬、感謝といった相互的な関 係を維持することも意味する。	自分自身の目からみても、他者の 目から見ても、善良な人間でありたい という理由から、正しいことを行なう。 他者に対する配慮や、黄金律という 信念から正しいことを行なう。また、 ステレオタイプのな善い行動を支えて いる規則や権威を維持することが望 ましいという理由から、正しいことを 行なう。	他者との関係のなかにある個人のパース ペクティブ。人々に共有された感情や合意、期 待が、個人の利害関心に優先することに気づ いている。自分自身を他者の立場に置くとい う具体的な黄金律を用いることにより、人々 の観点を関係づける。しかし、この時点では、 一般化されたシステムのパースペクティブが、ま だ考慮されていない。
第四段階 社会システム と良心	合意されてきた現実の義務を遂行 することが正しい。法律は、他の既存の 社会的義務と相容れないという極端な 場合を除けば、支持されるべきもので ある。また、社会や集団、制度に貢献す ることが正しいとされる。	一つの全体として運営されている制 度を維持するために、正しいことを行 なう。また、「もし全員が違反したら」 システムが開壊してしまうので、それ を避けるために、正しいことを行なう。 さらに、自分に定められた義務を履行 するべきであるという良心の命令のた めに、正しいことを行なう(第三段階 の規則や権威への信念と混同されや すい)。	社会全体の観点を対人的な合意や動機 から分化させる。役割と規則を規定してい るシステム上の観点を取得する。そして、個々の 関係も、システムにおける位置から考慮され る。
レベル3 脱道徳的 原理的レベル 第五段階 社会契約、ま たは効用と個 人の権利	人々がさまざまな価値観や意図をも っており、ほとんどの価値や規則が、自 分の集団に相対的なものであることを 認識している。けれども、これらの相対 的な規則は、不偏性を保つために、また それらが社会契約でもあるために、守ら れるべきであるとする。ただし、生命 や自由といった何らかの非相対的な価 値や権利は、いかなる社会においても、 守られなければならないとされる。	全体の幸福のために、またすべての 人々の権利を擁護するために法を制 定し、遵守する。こうした社会契約の 観点から、法に対する義務の感覚が 生じてくる。そして、家族や友人関係、 信頼、労働義務に対しても、契約によ る自発的なコミットメントという感覚 が生じる。法や義務は、全体の効用に ついでに合理的計算、すなわち「最大 多数の最大善」にもとづくべきである とする関心が、正しいことを行なう理 由となる。	社会に先行するパースペクティブ。社会的 結合や契約に先だつて価値や権利を認識して いる合理的な個人のパースペクティブ。合意や 契約客観的な公平さ、正当な法手続きとい う形式的なメカニクスにより、パースペクテ ティブを統合する。さらに道徳的観点と法的観 点を考慮している。そして、両者が時には 矛盾するものであり、統合するのが困難であ ることを認識している。
第六段階 普遍的な倫理 的原理	自らが選択した倫理的原理に従う ことが正しい。特定の法や社会的合意 はこの原理にもとづくものであるかき り、妥当なものである。法がこれらの原 理を犯した場合には、原理に従って行 為するのが正しい。この原理とは「公正 という普遍的な原理である。すなわち、 人間の権利の平等さおよび人格として の人間がもつ尊厳の尊重という原理で ある。	合理的人間として普遍的な道徳 原理の妥当性を認めているために、ま たその原理に対する個人的コミットメ ントの感覚をもっているために、正しい ことを行なう。	道徳的観点というパースペクティブ。このパ ースペクティブにもとづいて社会的な取り決 めが導きだされる。道徳の本質、すなわち人 間が目的それ自体であり、そのようなもの として扱われなければならないということをも理 解している合理的な個人のパースペクティブ。

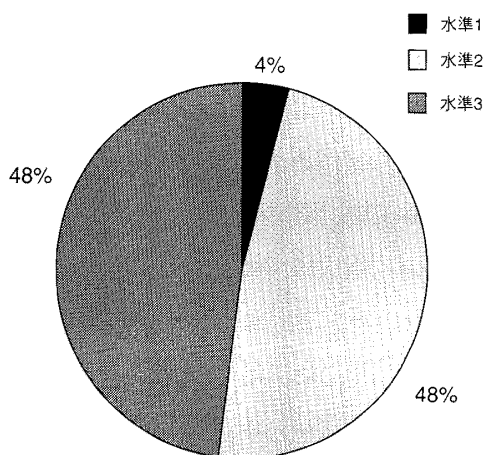


図2 3水準の分布

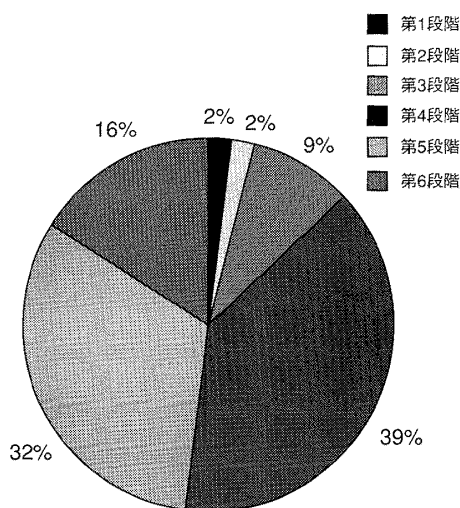


図3 6つの段階の分布

図3は、3水準をさらに2つに分けた6段階の分布を示した。各段階は肯定・否定どちらにも当てはまる。第4段階、第5段階が多く、第6段階も16%見られた。第1、2段階は計4名であった。大学生なので、発達の段階としては理解できる結果であった。

水準、段階の判定はコールバーグの基準に合わせ

たが、水準の判定は3つなので比較的容易であったが、6段階の分類は行動の意図、結果、慣習の基準などが難しかった。したがって本研究での分類は一つの試みであり、現段階では十分に正しく分類できたとは言いきれない。ここではあくまでも参考資料として示した。

#### 第1段階の回答例

「これをしなかったら周りは何を言うか、負けたら練習がきつくなる、など何が起こるか心配だが、反則はしれないと思う。」

#### 第2段階の例

「これは流れを変える良いプレイであったと思う。ファウルをしてまで防ぐのは許される。」

#### 第3段階の例

「Kさんを負傷させて、もし怪我がひどくて相手の選手生命を危うくしてしまったらKさんに負い目を感じるから。」

#### 第4段階の例

「フェアプレイに反している。相手を負傷させてまで点を防ぐのはよくない。正々堂々とプレイすべき。」

#### 第5段階

「行動は理解できるが間違っている。相手をタックルしてオリンピックに出ても良い気持ちではないから。平等に戦うことを理解すべき。」

#### 第6段階

「フェアプレイの点では間違っていると思うが、どうしても勝ちたい場面で相手に点が入れば負けるときには、相手をタックルして倒すのは1つの戦術である。Sさんに勝ちに対する意欲があった。周りにもその気持ちが伝わるはず。」

## 4. 考察

コールバーグ作成の「ハインツの物語」と本稿で用いた「サッカーの物語」が同次元であるかはそれほど大きな問題ではない。なぜならば、道徳性の発達には、葛藤場面をどのように判断するかが重要だと思われるからである。回答者たちの多くは、判断が難しい葛藤場面であると記述しており、葛藤場面を提示できたと考えている。

### ①フェアプレイの遵守

今回提示した問題は、相手の動きを妨害するためのタックル(ルールではボールにいかないタックルは反則)と自チームの勝敗に関連する自己犠牲の行動(ファウルで退場になる可能性がある)をどう判定するかという課題であった。ルールを遵守する内容と、自己犠牲を尊いとする内容を両方理解し、どちらを選択するかという葛藤場面である。タックルを肯定するものは14%にすぎず、圧倒的にフェアプレイではないのでいけないことだ、という回答が多かった。フェアプレイの定義から見ると、チームのために自分が相手をとめなければいけない、という発想は信念に基づいた人間らしい行動に見えるが、多くの答えは「そのようなプレイをして勝っても嬉しくない」とか、「スポーツマンシップに反する」というものであった。フェアプレイを重視するという考え方は十分に学習されているといえるであろう。

### ②フェアプレイ

スポーツのフェアプレイについて滝沢<sup>7)</sup>は「他人が見ていようが見ていまいが、いつでも、どこでも自らの信念に基づいてできる人間らしい正しい行為・行動」と定義している。

レンクはクヒラーのフェアネスの定義「闘争的状况において相手をパートナーとして受け入れ、競争におけるプレーの意義を保持し、ルールに対する忠実さと機会均等を顧慮し、利益を最優先させず、勝利および敗北に対する正しい立場を与え、自己本来の能力の真正な投入へとかりたて、不名誉で不平等な有利さを拒否し、たとえ不利であってもそれに冷静に対処し、これからあらゆる状況と問題の中で雅量と寛闊をもって決定を下すことができ、また、それと同時に、誠実、公平、つつましさ、自己規律、寛大(度量の広さ、鷹揚)といった徳を携えつつ、競争的でパートナーシップをもったスポーツ状況を作り出すというスポーツ的振舞である」を紹介している<sup>4)</sup>

これらを見ると勝利に熱中するあまりファウルするのはフェアでないことはあきらかである。しかし、ヨーロッパのサッカーでは、ファウルとその隠蔽が訓練されているのも事実である。それは相手のファウルにみせ

かけるための演出された転倒、隠れたファウルを含む戦略的で心理的な作戦であり、ファウルすることが期待され、当然と考える選手も多い<sup>4)</sup>。

したがってフェアプレイを主張する考え方と「フェアなファウル」という言い方さえあるように、明らかに矛盾する二つの考え方がスポーツ世界では存在していることも事実である。

### ③コールバーグの道徳性

コールバーグの考え方では、自己犠牲の選択を、自律した人間らしい発達の最終段階という捉え方をしている。したがってその行動を肯定する。少なくとも欧米のスポーツ選手はこのような問いには「タックル」を選択する考え方を身につけていると考えられよう。どうもこれはフェアプレイとは相容れない考え方である。コールバーグの道徳性の発達がどこまで正当であるかには緒言でも触れたように反論も見られる。日本ではハインツの物語で「盗みを正当化する」という考え方をする人が少ないことも見出されている。

ルールを守ることは正しいことであるはずだが、人間が直面する状況はそれが正しいとは限らない矛盾に満ちている。スポーツ場面でも、一方をとればもう一方ができないとか、どちらを選択してもルール違反になる状況すら存在する。そのようなとき何を選択すべきか、その選択基準は何か、改めて考えてみる必要がある。

### ④スポーツと道徳性

今回の結果では、フェアプレイの視点から見ると勝利を目的とするフェアなファウルは、否定される。しかし、道徳性視点では自己犠牲という崇高な行為とも見なしうる。フェアプレイと道徳性は一部で相反するものである。

スポーツは技能の向上だけでなく、フェアプレイや道徳性を学ぶ場になりうる。しかし、高度に競技化されたスポーツの価値の前に、ルールを遵守する、公平な態度、といった良い行動は現実的でなくなる可能性がある。また、スポーツではルールを守るスポーツマンが、他の場面では平気でルールを破る姿をどう考えたらよいのか。たとえば高校生のスポーツ選手が駆で

タバコを吸う、大学生のスポーツ選手がカンニングをするなど、彼らのフェアプレイは単にスポーツ場面だけにとどまっているようである。

これは、一部の競技志向の運動部で、様々な事柄を自分決め判断するという体験が欠けていることとも無縁ではないであろう。コールバーグの理論は社会の一員として行動するための良識(社会の理想に従った価値観)を身につける過程を重視している。欧米的な発達観ではその判断は自主的になされるべきで、葛藤する個人の判断を尊重する。そしてその判断に外からの圧力をかけることは自律した発達を阻害すると考えられている。スポーツ場面で身につけたフェアプレイ遵守の行動は、ルールがあるから守るのではなく、人間として正しい行動を選択する判断ができるように方向づけることが必要となる。そのためには自分で決定することを促進し、決定した自己の責任を尊重することが重要であろう。

## 5. まとめと課題

スポーツルールを遵守するか、チームのために自分を犠牲にするかについては、ルール遵守を表明するものが多かった。自己中心的な判断ではない第2水準、第3水準に分類されるものが多かったことは対象者が大学生であったことが反映されたと考えられる。

ルール遵守を強く主張するフェアプレイは、競技スポーツ場面でも葛藤を生じることが明らかであった。今回の結果の分析では、分類を1名だけで行ったことは反省すべき点である。複数の研究者による分類が望ましい。

スポーツ場面に限定した道德性の発達を検討することは、フェアプレイの視点だけでルールの遵守を考えているわが国のスポーツマンに新たな視点を提供できるのではないかと思われる。

## 付記

定期試験の問題として出題したことで、回答がゆがんだ責任は本研究にある(肯定・否定の理由を十分記述する時間がなかった、教科書の記述に影響されて理由を書いたなど)。また、問題としての採点はどの

ような答えにも点を与え、文章の記述に問題が見られたものだけ点数を引いたことをつけ加える。

## 参考文献

- 1) コールバーグ、L. (1987) 永野重史監訳 道德性の形成、新曜社
- 2) コールバーグ、L., C.レバイン、A.ヒューアー(1992) 片瀬一男、高橋征仁訳、道德性の発達段階、新曜社
- 3) 近藤良享編著(2004) スポーツ倫理の探求、大修館
- 4) H.レンクとG. A.ピルツ(2000) 片岡暁夫監訳 関根正美、深澤浩洋、窪田奈希佐、笛木寛訳 フェアネスの裏と表、pp. 35-36、不味堂
- 5) 宮原英種、宮原和子(1996) 発達心理学を愉しむ、ナカニシヤ出版
- 6) 日本道德性心理学研究会編著(1992) 道德性心理学、北大路書房
- 7) 滝沢康二(2004) 第6章 頻繁に起こる判定トラブル、近藤良享編著、スポーツ倫理の探求、大修館、p.230